

「こうべ商店街・小売市場お買物券」ロゴマーク等の使用に関する要綱

令和2年8月20日決定

(目的)

第1条 この要綱は、こうべ商店街・小売市場お買物券発行委員会（以下「発行委員会という。」）が作成したロゴマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）の適正な使用について、必要な事項を定めることにより、「こうべ商店街・小売市場お買物券」の取り組みの周知、発信に寄与することを目的とする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等の制式は別記のとおりとする。

(使用)

第3条 ロゴマーク等は、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合は除き、公序良俗に反しない限り、「こうべ商店街・小売市場お買物券」の取り組みの趣旨に賛同するすべての商店街・小売市場、個人、企業、団体等が使用できるものとする。

- 一 収益を生み出す活動（商店街・小売市場の活性化に資する場合を除く）、または特定の政治、思想、宗教の活動に関して使用されると認められる場合。
 - 二 特定の個人、企業または団体の信用を高めるものと認められる場合。
 - 三 その他「こうべ商店街・小売市場お買物券」の取り組みの意義を損ない、または取り組みの正しい周知、理解の妨げになる恐れがあるなど、発行委員会が使用することを不相当と判断した場合。
- 2 ロゴマーク等の使用に起因する問題が生じた場合は使用者が責任をもって対処するものとし、発行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 発行委員会は使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合は、使用の停止や改善等必要な指示を行うことができることとする。

(使用の手続き)

第4条 ロゴマーク等の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、事前に「ロゴマーク等使用申請書」（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）および、ロゴマーク等の使用内容が明示された資料を提出しなければならない。

- 2 発行委員会は、前項の申請を承認するときは、使用者に対し、「ロゴマーク等使用承認書」（様式第2号）（以下「承認書」という。）を交付するものとする。
- 3 発行委員会は、申請書を提出せずにロゴマーク等を使用している者に対して、申請書を提出し、承認書の交付を受けるように指示することができるものとする。

（使用期間）

第5条 ロゴマーク等の使用期間は、承認書の交付日から令和3年1月31日までとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、使用するデザインについて、別記のロゴマーク等の制式を遵守するものとする。ただし、発行委員会が認めた場合はこの限りではない。

（使用の取消）

第7条 使用の承認を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、発行委員会は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用の承認を受けた者に損害が生じても、発行委員会は、その責を負わない。

（使用料）

第8条 使用料は無料とする。

（その他）

第9条 本要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取り扱いについて判断しがたい事案が生じた場合は、発行委員会の指示に従う。

附則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。